

株式会社大林組「(仮称) 秋田県北部洋上風力発電事業環境影響評価方法書」
に対する通知について

平成28年12月9日
経済産業省
商務流通保安グループ
電力安全課

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 秋田県北部洋上風力発電事業環境影響評価方法書について、株式会社大林組に対し環境保全の観点から勧告を行った。

勧告の内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：秋田県能代市、山本郡三種町、男鹿市地先海域
原動力の種類：風力(洋上)
出 力：最大455,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成28年 3月31日
環境大臣意見受理	平成28年 6月10日
経済産業大臣意見発出	平成28年 6月17日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成28年 6月30日
住民意見の概要等受理	平成28年 8月24日
秋田知事意見受理	平成28年11月15日
経済産業大臣勧告発出	平成28年12月 9日

問い合わせ先：電力安全課 長村、高須賀

電話：03-3501-1742 (直通)

株式会社大林組「(仮称) 秋田県北部洋上風力発電事業環境影響評価方法書」
に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 総括的事項

対象事業実施区域周辺には既設及び計画中の風力発電所が存在することから、これら他事業の諸元等の情報入手に努め、累積的な環境影響について適切に調査、予測及び評価すること。

2. 個別的事項

動物

本事業は、国内最大級の計画規模であるほか、対象事業実施区域の周辺に位置する小友沼や八郎潟干拓地は国際的に重要なガン・カモ・ハクチョウ類等の集団渡来地である等、対象事業実施区域周辺は渡り鳥の主要な渡り経路となっている可能性があるため、対象事業実施区域の上空を通過する鳥類の飛翔経路や高度等を詳細に把握する必要がある。

このため、専門家等の助言を踏まえ、陸上からのレーダー調査等の回数・期間の見直しや海上における現地調査の実施を検討する等、事業実施に伴う鳥類への影響について適切に調査、予測及び評価すること。